

裏面白紙

内閣外乙第三七號

事務官

昭和二十一年十一月十五日

内閣官房總務課長

樞密院事務官殿

事務官



國旗掲揚に関する件

十月一日内閣外乙第三一號で移戻した標記の件について終戦連絡中央
事務局次長から別紙のさほり申越があつたから訂正方を取計ひ願ひた
い。

裏面白紙

逓政内令第七五二號

昭和二十一年十一月十日

逓政事務局長 白洲次郎

内閣書記官長 林 銑 治

逓旗掲揚に關する件

九月二十六日附政安令第六三一號を以て相續した本件申別紙乙號計を左記の通り訂正相成度い

記

併 會談内容中二(イ)の十二國家の祝日又は西曆二十二年三月四日勅令第

二十五號(休日ニ關スル件)の祝日及び四方節をいふ。

本信送付先 内閣書記官長、各省次官

各終戦連絡地方事務局長、各出張所長